

高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

令和 5 年 9 月 2 8 日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、高知県発注の特定地質調査業務<sup>(注1)</sup>の入札参加業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、高知県発注の特定地質調査業務の入札参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

(注1) 「高知県発注の特定地質調査業務」とは、高知県が指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注する業務をいう。

1 違反事業者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（違反事業者名、各違反事業者の課徴金額等については別表のとおり。）

違反事業者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
14名	13名	10社	8626万円

2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

別表記載の14名（以下「14名」という。）は、遅くとも平成29年4月3日以降、高知県発注の特定地質調査業務について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 指名業者<sup>(注2)</sup>のうち、指名を受けた旨の連絡を幹事会社<sup>(注3)</sup>に行った者の中から受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 発注された業務の予定価格<sup>(注4)</sup>を、予定価格等に応じてあらかじめ定めた区分に当てはめ、指名業者のうち、当該区分において指名を受けた回数を基にあらかじめ定めた一定の算定方式により算出した点数が最も多い者を受注予定者とする

イ 予定価格が一定の金額に満たないなど前記アであらかじめ定めた区分に該当しない業務にあつては、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1名の場合はその者を受注予定者とし、受注希望者が複数名のときは受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

ウ(7) 高知県に対し、提案書・見積書等を提出して設計協力を行い、協力した内容が業務の設計書において採用された者（以下「設計協力者」という。）がいる場合は、前記ア及びイによらず、設計協力者が1名の場合はその者を受注予定者とし、設計協力者が複数名のときは設計協力者間の話し合いにより受注予定者を決定する

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第二審査課  
電話 06-6941-2638（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(イ) 過去に発注された業務との継続性があり、当該過去に発注された業務を受注した者がいる場合は、前記ア及びイによらず、その者を受注予定者とする  
エ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する  
などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。  
これにより、14名は、公共の利益に反して、高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注2) 「指名業者」とは、14名のうち、高知県から指名競争入札の参加者として指名を受けた者をいう。

(注3) 「幹事会社」とは、発注業務を行う土木事務所等の高知県の出先機関ごとに設けられ、高知県発注の特定地質調査業務に関して、14名のうち、自らを含む14名についての指名状況を取りまとめるなどしていた会社をいう。

(注4) 予定価格が事前に公表されていない場合は、幹事会社等が推測して算出した価格をいう。

### 3 排除措置命令の概要

- (1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）のうち、別表の番号1から12までの事業者は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあっては、取締役による決定をしなければならない。）。
  - ア 前記2の行為を取りやめていることを確認すること。
  - イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、高知県が業種を地質調査業務として発注する業務について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- (2) 名宛人のうち、別表の番号13の事業者は、前記(1)ア及びイの事項を確認しなければならない。
- (3) 名宛人は、それぞれ、前記(1)又は(2)に基づいて採った措置を、自らを除く名宛人及び高知県に通知し、かつ、自らの従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- (4) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、高知県が業種を地質調査業務として発注する業務について、受注予定者を決定してはならない。
- (5) 名宛人は、それぞれ、前記(1)又は(2)及び(3)に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

### 4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、令和6年4月30日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額8626万円）を支払わなければならない。

# 高知県が発注する地質調査業務の入札参加業者に対する 排除措置命令及び課徴金納付命令について（概要）

## 発注者

高知県

## 特定地質調査業務

指名競争入札の方法により業種を地質調査業務として発注する業務



指名

## 違反行為者

入札参加業者 14名

## 幹事会社

14名のうち、  
14名についての指名状況を取りまとめる会社

指名業者



指名の  
連絡

幹事会社



## 合意

- ・ 指名を受けた旨の連絡を幹事会社に行った者の中から受注予定者を決定
- ・ 受注予定者以外の者は受注予定者が受注できるように協力

## 実施方法

次の方法により受注予定者を決定していた。

- ① 予定価格を、予定価格等に応じて定めた区分に当てはめ、当該区分において指名回数を基に算定した点数が最も多い者
  - ② 予定価格が一定の金額に満たないなど①の区分に該当しない業務の場合は、受注を希望する者（注）
  - ③ ①②に関係なく、設計協力の内容が業務に採用された者（注）
  - ④ ①②に関係なく、過去に発注された業務と継続性がある場合は、当該業務を受注した者
- ①～④の者を受注予定者とするなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

（注）受注希望者又は設計協力者が複数名の場合は、それらの者の話合いにより受注予定者を決定する。

## <受注予定者の決定方法（イメージ）>

予定価格1000万円以上									
指名日	業務名	A社	B社	C社	D社	E社	…	N社	備考
	R2.4.1現在	2	3	9	5	4		2	
R2.4.6	〇〇業務	○	○	●	○	○	…	2	【決定方法①】
R2.4.14	〇〇業務	●	○	○	○	○	…	2	A社：設計協力 【決定方法③】
R2.4.16	〇〇業務	○	●	○	○		…	○	B社：継続 【決定方法④】
R2.4.23	〇〇業務	○	○	○	●	○	…	○	【決定方法①】
		2	1	3	0	7		3	

※決定方法①の区分に該当しない業務は【決定方法②】

※「●」は受注予定者、「○」は指名業者、無印は非指名業者を指す。  
※「●」等の下に記載している数字は指名回数を基に算定した点数を指す。受注予定者は0点になり、他の指名業者は点数が増える。

特定地質調査業務の大部分を受注

高知県発注の特定地質調査業務の取引分野における競争を実質的に制限

## 神戸市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和5年11月14日  
公正取引委員会事務総局  
近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市において、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催しています。

近畿中国四国事務所では、本年度、下記のとおり、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催することとしました。

## 記

## 1 日 程

令和5年12月6日（水）10：00～16：45

## 2 場 所

兵庫県民会館（神戸市中央区下山手通4-16-3）

## 3 内 容

## (1) 兵庫地区における有識者との懇談会

時 間：10：00～12：00

場 所：7階「鶴」

出席者：有識者6名（経済団体5団体及び報道機関の代表者）

公正取引委員会 委員 泉水 文雄 ほか

## (2) 公正取引委員会委員による講演会（別紙1参照）

時 間：13：00～14：30

場 所：9階「902会議室」

講 師：公正取引委員会 委員 泉水 文雄

テーマ：成長と分配の好循環の実現と公正取引委員会の役割

定 員：40名（要申込、先着順、参加費無料）

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所総務課

電話 06-6941-2173（直通）

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/index.html](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html)

- (3) 下請法基礎講習会 (別紙2参照)  
時 間：10:00～12:00  
場 所：9階「902会議室」  
講 師：近畿中国四国事務所下請課 職員  
定 員：42名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (4) 消費者セミナー (別紙2・別紙3参照)  
時 間：10:30～12:00  
場 所：7階「亀」  
講 師：近畿中国四国事務所取引課 職員  
定 員：30名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (5) 入札談合等関与行為防止法研修会 (別紙2参照)  
時 間：13:30～15:00  
場 所：7階「鶴」  
講 師：近畿中国四国事務所 経済取引指導官  
定 員：45名 (一般の方は参加できません、参加費無料)
- (6) 相談コーナー (別紙2参照)  
時 間：14:30～15:00  
場 所：9階「902会議室」  
講 師：近畿中国四国事務所 職員  
定 員：なし (申込不要、先着順、参加費無料)
- (7) 景品表示法説明会 (別紙2参照)  
時 間：15:00～16:00  
場 所：7階「亀」  
講 師：近畿中国四国事務所取引課 職員  
定 員：30名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (8) フリーランス法説明会 (別紙2・別紙4参照)  
時 間：16:00～16:45  
場 所：9階「902会議室」  
講 師：取引部取引企画課 職員  
定 員：40名 (要申込、先着順、参加費無料)
- (9) 公正取引委員会職員とのフリートーク (別紙2・別紙5参照)  
時 間：16:00～16:45

場 所：7階「鶴」  
講 師：近畿中国四国事務所 若手職員  
定 員：40名（要申込、先着順、参加費無料）

上記以外にも、7階「亀」において、展示コーナー（啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布）を常設しています。

また、各プログラムの申込方法については、下記又は別紙を御参照ください（「兵庫地区における有識者との懇談会」及び「入札談合等関与行為防止法研修会」は除く）。

- 「公正取引委員会委員による講演会」の申込方法  
下記URLから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。  
[https://www.jftc.go.jp/training/020/training\\_minikon.html](https://www.jftc.go.jp/training/020/training_minikon.html)
  
- 「公正取引委員会委員による講演会」以外のプログラムの申込方法  
下記URLから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。  
[https://www.jftc.go.jp/training/610/training\\_one\\_day\\_koutori.html](https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html)

※ 相談コーナーを除いたプログラムについて、報道機関のカメラ撮影及び傍聴取材が可能です。当日の取材を御希望の場合は、あらかじめ当事務所に御一報ください。

# 公正取引委員会講演会

— 独占禁止法、下請法等を分かりやすく説明します —

## 「成長と分配の好循環の実現と 公正取引委員会の役割」

参加費無料

### 【講演内容】

- ・ 競争の意義、独禁法・下請法の基本ルール
- ・ 価格転嫁円滑化、フリーランスに係る取引適正化等の公正な取引環境の確保のための取組
- ・ グリーン、デジタル等の分野における実態調査や提言等の競争環境を整備するための取組



せんすい ふみお

講師： 泉水 文雄  
(公正取引委員会委員)

### 開催日時

令和5年12月6日(水)  
13:00~14:30

### 会場

兵庫県民会館 9階「902会議室」  
(神戸市中央区下山手通4-16-3)

- 会場の定員は40名です(先着順)。
- **事業者の方はもちろん、一般の方も参加**いただけます。
- **報道機関の取材もお受けします。**

### (経歴)

平成5年4月	大阪市立大学法学部 助教授
平成11年4月	神戸大学法学部 教授
令和5年4月	公正取引委員会 委員

### 無料相談の実施

14:30~15:00

講演会終了後、独占禁止法、下請法及び景品表示法に関する御相談・御質問をお受けする「**相談コーナー**」を開設します( **9階 902会議室** )。

取引先が価格交渉に応じてくれないなど取引上の問題や、広告における表示方法等についてお困りの方は、お気軽に御相談ください。



講演会の申込方法は、裏面をご覧ください。

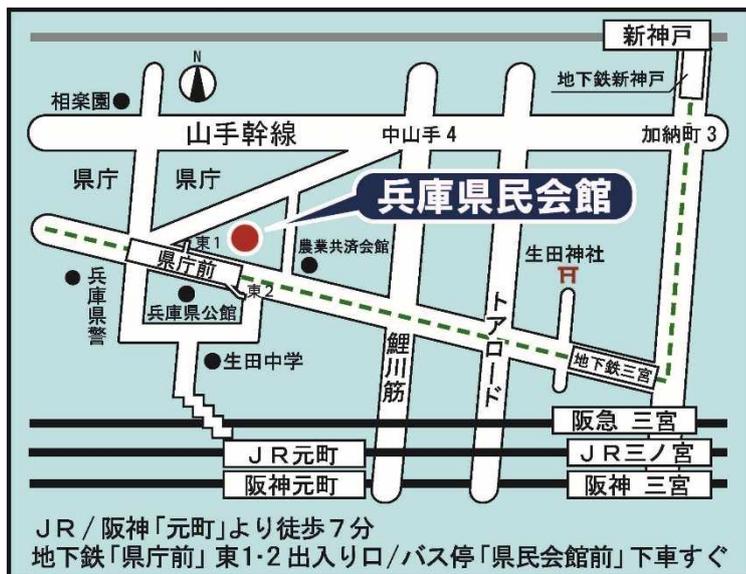
## アクセス

# 兵庫県民会館

9階「902会議室」  
(神戸市中央区下山手通  
4-16-3)

- ◆ JR/阪神「元町」駅から徒歩約7分
- ◆ 地下鉄「県庁前」東1・2出入口すぐ
- ◆ 神姫バス「県民会館前」停留所すぐ

※駐車場（有料）には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。



会場地図  
(google mapが開きます)

## 申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。



[https://www.jftc.go.jp/training/020/training\\_minikon.html](https://www.jftc.go.jp/training/020/training_minikon.html)

- 「神戸市における公正取引委員会講演会」を選択
  - ▶必要事項を入力
  - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



(旧: )

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課  
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

# 一日公正取引委員会 in 神戸

参加費無料

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所は、独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、神戸市において、「一日公正取引委員会」を開催し、次のプログラムを実施する予定です。

興味のある方は、是非ご参加ください！！

開催日時 令和5年12月6日(水)  
10:00～16:45

会場 兵庫県民会館  
(神戸市中央区下山手通4-16-3)

## 下請法基礎講習会

要申込

時間 10:00～12:00  
場所 9階「902会議室」  
講師 近畿中国四国事務所 下請課 職員  
内容 事業者を対象とした下請法の説明を行います。  
また、説明会終了後、個別にご相談いただけます。  
定員 42名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

## 消費者セミナー

要申込

時間 10:30～12:00  
場所 7階「亀」  
講師 近畿中国四国事務所 取引課 職員  
内容 消費者の方を対象とした独占禁止法や景品表示法の説明を行います。  
定員 30名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

## 入札談合等関与行為防止法研修会

一般の方は参加できません

時間 13:30～15:00  
場所 7階「鶴」  
講師 近畿中国四国事務所 経済取引指導官  
内容 地方自治体等を対象とした入札談合等関与行為防止法の説明を行います。  
定員 45名

## 相談コーナー

申込不要

時間 14:30~15:00

場所 9階「902会議室」

講師 近畿中国四国事務所 職員

内容 独占禁止法、下請法及び景品表示法に関するご相談・ご質問をお受けします。

取引先が価格交渉に応じてくれないなど取引上の問題や、広告における表示方法等についてお困りの方は、お気軽にご相談ください。

定員 なし(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

## 景品表示法説明会

要申込

時間 15:00~16:00

場所 7階「亀」

講師 近畿中国四国事務所 取引課 職員

内容 事業者を対象とした景品表示法の説明を行います。

また、説明会終了後、個別にご相談いただけます。

定員 30名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

## フリーランス法説明会

【新法】令和5年5月公布  
令和6年秋頃までに施行予定

要申込

時間 16:00~16:45

場所 9階「902会議室」

講師 取引部 取引企画課 職員 (本局(東京)の職員が説明します)

内容 発注事業者やフリーランスの方を対象としたフリーランス法の説明を行います。

定員 40名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

## 公正取引委員会職員とのフリートーク

要申込

時間 16:00~16:45

場所 7階「鶴」

講師 近畿中国四国事務所 若手職員

内容 国家公務員や公正取引委員会の業務に興味のある学生を対象に、近畿中国四国事務所の若手職員とのフリートークを行います。

仕事のやりがい、職場の雰囲気、ワークライフバランスの取組など、若手職員が何でもお答えします！皆様のご参加お待ちしております！

定員 40名(参加者が多数の場合、先着順とさせていただきます。)

## アクセス

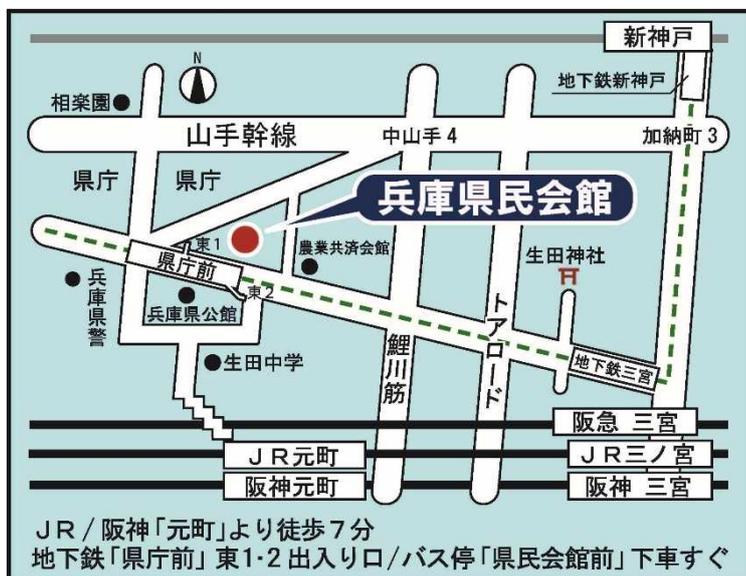
# 兵庫県民会館

(神戸市中央区下山手通4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入口すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所すぐ



会場地図  
(google map  
が開きます)



※駐車場(有料)には限りがありますので、公共交通機関を御利用ください。

JR/阪神「元町」より徒歩7分  
地下鉄「県庁前」東1-2出入口/バス停「県民会館前」下車すぐ

## 申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください(入札談合等関与行為防止法研修会は除く)。



[https://www.jftc.go.jp/training/610/training\\_one\\_day\\_koutori.html](https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html)



展示コーナー(啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布)も常設しています!!  
(7階「亀」)

相談コーナー  
申込不要  
無料!!

## お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課  
電話 06-6941-2173 (9:15~18:00)

# 一般消費者向けセミナーのご案内 より良い消費生活を送ってみませんか？

## 私たちの暮らしと かしこい商品選択 独占禁止法の関わり -景品表示法とは-

家の修理の見積をお願いしたらどこも同じ高い値段だったら？ 安く買えていたお店でなぜか商品の取扱いがなくなったら？ サプリメントの効き目が無かったら？ 学習塾の合格率がウソだったら？ 目玉商品がなぜかいつも売切れだったら？

皆様の日常生活に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

消費者セミナーでは、一般消費者の皆様に向けて、私たちが安くて良い商品を買えることには独占禁止法が深く関わっていることを、これまでの違反事例なども紹介しながら皆様にお伝えしたいと考えています。

また、消費者庁から委任を受けて、不当表示などの違反事件の調査を行っている景品表示法についても紹介したいと考えています。奮って御参加ください。



こんなコトが起こると暮らしがあぶない！～企業の違反行為～

【セミナーでの紹介事例（一例）】

**旅行者5社**

バス代金はこれ以上ね

宿泊費はこれ以上下げないようにね。

**市立中学校**

どこに依頼しても高いなあ…

困った…





どうして値段が同じ？

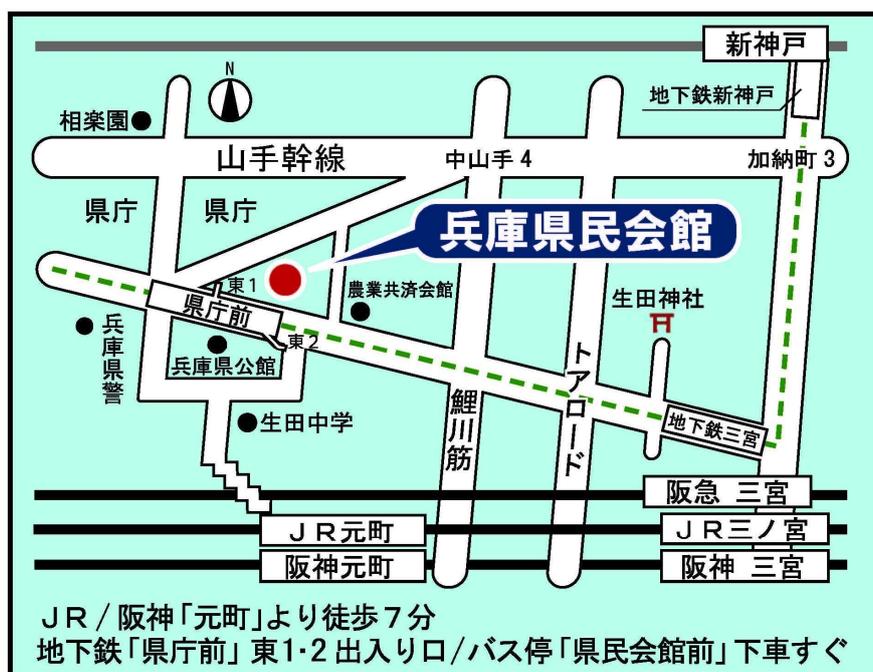
広告しているのに売り切れ？

### 消費者セミナー 開催要領

開催日時	令和5年12月6日（水） 10：30～12：00
開催場所	兵庫県民会館 7階 会議室 亀 （神戸市中央区下山手通4－16－3）（裏面会場案内図参照）
講師	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 職員
定員	30名（定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。）
申込方法	ウェブ上の申込フォーム(裏面を御参照下さい)又は電話でお申し込みください。 （電話の場合、9：15～18：00〔土・日・祝日を除く。〕）
申込先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電話 06-6941-2175

## 会場案内図

住 所：神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館  
交通経路：○神戸市営地下鉄山手線「県庁前」駅下車（徒歩約2分）  
又は  
○JR神戸線「元町駅」・阪神本線「元町」駅下車（徒歩約7分）



## 申込フォームはこちら

下記URL又はQRコードから申込フォームにアクセスしていただき、お申込みください。

[https://www.jftc.go.jp/training/610/training\\_one\\_day\\_koutori.html](https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html)



※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

# フリーランス・事業者間取引適正化等法 新しい法律の 説明会を開催します



この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的に制定されました。フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。

どんな  
取引が  
対象？

どんな  
義務が  
あるの？

違反  
したら？

開催日時

令和5年12月6日(水) 16:00~16:45

会場

兵庫県民会館 9階「902会議室」

定員

40名(要申込・参加者が多数の場合は先着順)

内容

フリーランス法(令和6年秋頃までに施行予定)の説明を行います。**フリーランス**の方、**発注事業者**の方、ぜひご参加ください。

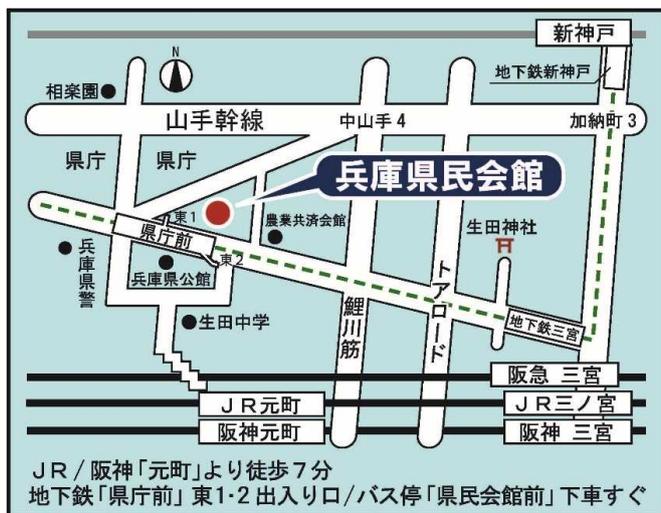
## アクセス

### ●兵庫県民会館

9階「902会議室」  
(神戸市中央区下山手通  
4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩  
約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入り口  
すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所  
すぐ

※駐車場（有料）には限りがあります  
ので、公共交通機関を御利用ください。



会場地図  
(google mapが開きます)

## 申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセス  
していただき、お申込みください。



[https://www.jftc.go.jp/training/610/training\\_one\\_day\\_koutori.html](https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html)

- 「フリーランス法説明会」を選択
  - ▶必要事項を入力
  - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



(旧: )



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課  
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)

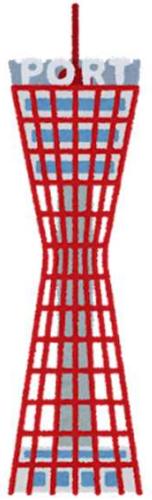




#好評につき今年度も実施 #気軽な業務説明会 #途中入退出自由、服装自由

国家公務員を考えている学生さん対象

# 公正取引委員会職員との フリートーク in 神戸



12月6日（水） 16時00分～16時45分

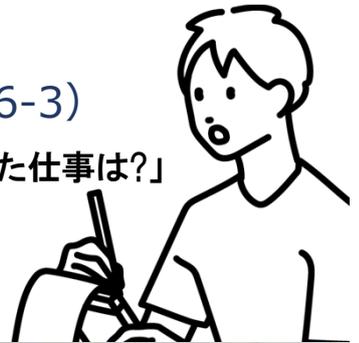
公正取引委員会の業務の紹介を行います。  
近畿中国四国事務所の若手職員が仕事のやりがいや職場の雰囲気など何でもお答えします。  
国家公務員の業務に興味のある方はぜひ御参加ください。

「毎日、立入検査や事情聴取をしているの？」

【場所】  
兵庫県民会館 鶴（7階）（神戸市中央区下山手通4-16-3）

【定員】  
40名（参加者多数の場合、先着順）

「今まで一番大変だった仕事は？」



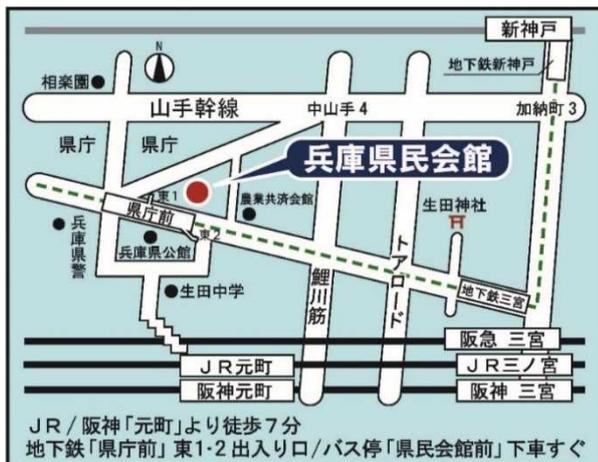
## アクセス

### ●兵庫県民会館

7階「鶴」  
(神戸市中央区下山手通  
4-16-3)

- ◆JR/阪神「元町」駅から徒歩  
約7分
- ◆地下鉄「県庁前」東1・2出入口  
すぐ
- ◆神姫バス「県民会館前」停留所  
すぐ

※駐車場(有料)には限りがあります  
ので、公共交通機関を御利用ください。



JR/阪神「元町」より徒歩7分  
地下鉄「県庁前」東1・2出入口/バス停「県民会館前」下車すぐ



会場地図  
(google mapが開きます)

## 申込方法

下記URL又は右記QRコードから申込フォームにアクセス  
していただき、お申込みください。



[https://www.jftc.go.jp/training/610/training\\_one\\_day\\_koutori.html](https://www.jftc.go.jp/training/610/training_one_day_koutori.html)

- 「公正取引委員会職員とのフリートーク」を選択
  - ▶必要事項を入力
  - ▶送信

公正取引委員会は、各種SNSでの情報発信を行っています！



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



(旧: )

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 総務課  
電話 06-6941-2173 (8:30~18:00)



## 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書について

令和5年10月23日  
公正取引委員会

## 第1 事後検証の趣旨

公正取引委員会は、これまで、学校制服の取引に関して、以下のような、アドボカシー活動及びエンフォースメント活動を行ってきた。

- ①【アドボカシー活動】平成29年11月に、「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」（以下「平成29年報告書」という。）を公表し、競争政策の観点から学校制服の取引に関して学校等に対して期待する取組を提言。
- ②【エンフォースメント活動】令和2年7月に、愛知県豊田市において同市に所在する県立高校6校（以下「豊田6校」という。）の制服を生徒に販売する販売業者に対して、独占禁止法第3条に違反する行為を行っていたとして排除措置命令等（以下「令和2年命令」という。）。

本報告書は、上記の取組の趣旨を踏まえ、全国の公立中学校及び公立高校並びに豊田6校へのアンケート調査及びそのデータ分析の方法を用いて、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することにより、上記の取組に係る状況を事後検証したものである。

## 第2 事後検証の結果等

## 1 事後検証の結果

## (1) 平成29年報告書の事後検証の結果

ア 平成29年報告書の提言事項（「コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと」、「制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を見直すこと」等）について、学校における実施が一定程度進展。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局官房総務課政策立案担当  
電話 03-3581-5480（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

イ こうした提言事項の実施が学校制服価格を低減させる効果（何らかの提言を実施した場合、実施から3年後には6.9%の価格低減効果）。

（注）

ウ 全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品（背広服及び婦人用スーツ）の価格と比べ下落傾向（平成29年報告書の公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果）。（注）

注：上記イ及びウの効果検証（報告書第3の3(2)の経済分析）に当たっては、東京大学エコノミックコンサルティング株式会社に経済分析業務を委託した。詳細は別紙2参照。

## (2) 令和2年命令の事後検証の結果

ア 豊田6校において制服販売店の情報交換の契機とならないよう行動が変容（「指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼すること」、「制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達すること」等が現在では行われていないことを確認）。

イ 学校制服の販売店における価格カルテルに係る合意の消滅後に、販売店において違反行為の合意（制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意）と相反する価格設定の動き。

ウ 学校制服の販売店における価格カルテルに係る合意の消滅後に、豊田各校における学校制服価格が全国の平均価格と比較して相対的に下落。

## 2 学校関係者に対する期待

- 近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあり、学校制服価格全般も上昇している中で、下記取組が保護者負担の軽減につながる。
- 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効である（ブレザー（上下）一着の購入当たり、おおむね2,000円程度の価格低減効果）。また、販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要である。
- 提言に係る学校の取組はここ近年で総じて進展していることが確認できたものの、取組を実施した学校の割合に鑑みれば、取組の実施は更に広がり得るものと思われる。
- 本報告書の分析で特に焦点を当てたブレザーや詰め襟以外の学校制服

品目についても同様の指摘ができ、また学校制服以外の学用品についても販売店やメーカー等を指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

### 3 事後検証の示唆と今後の取組

- 前記1に係る学校の対応や制服価格の低下は、公正取引委員会による報告書の周知、排除措置命令、学校関係者に対する通知・要請といった、事案に応じた多様な取組が組み合わさって発現したと示唆される。
- こうした学校に対する周知等に当たり、文部科学省及び各教育委員会の自発的又は公正取引委員会による要請を踏まえた取組によってその周知に係る取組が拡充されており、関係行政機関が果たした役割が大きい。
- 公正取引委員会としては、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して積極的に本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を今後も進めていく。

(詳細は概要、報告書本体及び別紙を参照。)